

令和7年度からの競争入札における最低制限価格について

令和7年4月28日

中土佐町総務課

令和7年4月1日より業務委託の適切な履行、ダンピング受注の排除、労働環境の確保、下請請負業者へのしわ寄せ防止などを目的とし、入札公告又は指名通知を行う測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札において、次のとおり最低制限価格を設定する。

なお、入札公告又は指名通知を行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札において設定する最低制限価格の取扱いについては、次のとおりです。

1 建設工事における最低制限価格について（令和6年度より変更無し）

予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲

2 測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格について

次に掲げる業務の種類ごとに定める範囲内で最低制限価格を定めるものとします。

業務区分	範囲
測量業務	予定価格の10分の6から10分の8.2
建設コンサルタント業務 補償関係コンサルタント業務	予定価格の10分の6から10分の8.1
地質調査業務	予定価格の3分の2から10分の8.5
その他業務	予定価格の10分の6

3 最低制限価格の端数処理について

万円単位（万円未満切捨て）となるように端数処理します。なお、最低制限価格の範囲を超えるものにつきましては、万円未満切捨て処理を行い、最低制限価格の範囲に満たない場合は万円未満の切り上げ処理を行います。

【問い合わせ先】

中土佐町役場 総務課

電話 0889-52-2021

FAX 0889-52-4511